

東かがわ市規則第12号

東かがわ市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月4日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市庁舎管理規則の一部を改正する規則

東かがわ市庁舎管理規則（平成15年東かがわ市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（物品販売等の禁止） 第7条 略 （1）～（4） 略 （5） 多数集合して、庁舎又はその構内を公務以外の目的のため使用する行為 （6） <u>庁舎における撮影、録音、録画、放送、配信その他これらに類する行為（市が行う発表、記者会見等において報道機関が行うもの及び市の職員が職務上行うものその他公務の執行に明らかに支障がないものとして総務部長が認めたものを除く。）</u> （禁止及び退去命令） 第12条 略 （1）～（8） 略 （9） <u>庁舎において、来庁者若しくは職員のプライバシー、肖像権若しくは個人情報を侵害するおそれがある行為をし、又はこれらの行為をしようとする者</u> （10） <u>庁舎において、市及び職員の信用を毀損するおそれがある行為をし、又はこれらの行為をしようとする者</u> （11） 略	（物品販売等の禁止） 第7条 何人も庁舎において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為が庁内の秩序の維持又は災害の防止に支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合はこの限りでない。 （1）～（4） 略 （5） 多数集合して、庁舎又はその構内を公務以外の目的のため使用すること。 （禁止及び退去命令） 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者（第6条及び第7条ただし書の規定により許可した者の行為を含む。）に対して、庁内の秩序の維持又は災害防止のため必要があると認めるときは、その行為を禁止し、又は庁舎から退去を命ずることができる。 （1）～（8） 略 （9） 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。